

24豊福字第63-1号  
平成24年7月10日

豊前市監査委員 矢 鳴 学 様  
豊前市監査委員 榎 本 義 憲 様

豊前市長 釜 井 健 介  
( 福 祉 課 )

財政援助団体等監査の結果について(回答)

平成24年5月に実施されました財政支援団体等監査においてご指摘いただきました事項について、下記のとおり回答いたします。

記

【指摘の要旨】

社会福祉協議会への平成22年度補助金交付にあたり、事業は年度当初より実施されているものの交付申請書は年度末に実施報告書と同時期に提出されている。補助金交付申請書は、事業実施前に事業計画書を添付のうえ提出させるべきものであり、申請事務としては不適切であり改善するとともに社会福祉協議会へ指導されたい。

また、補助金の決定にあたっては、補助金の事業の成果を把握する必要があるが、社会福祉協議会から提出された実績報告書類の確認は行っているが、形式的な審査でしかなく実績報告書の内容では、事業の成果を把握するためには十分でないと思われる。社会福祉協議会に対して実績報告書の提出だけでなく、履行確認に当たっては関係書類の提出又は聴き取りを行い事業の成果を把握した後に、補助金の交付を行うようにされたい。

社会福祉協議会の収支決算状況を見れば、累積繰越金が相当額あるが介護保険制度制定後、介護保険事業を開始しその事業収益の増が大きな要因と考えられる。豊前市の財政状況が厳しいなか、団体の累積繰越金と経営努力等を総合的に検証し、補助金額の妥当性等について検討の必要があると考えられる。

また、社会福祉協議会に対する補助事業の内容と委託事業の内容が重複した事業が見受けられ、事業名を変えた補助金の支出と考えられる。事業の目的及び内容を十分吟味のうえ、事業の効率性及び有用性について検討されたい。

#### 【措置内容】

補助金交付申請書につきましては、事業実施前に事業計画書を添付のうえ提出を求めます。

また、実績報告関係書類の精査、聴き取りを行い、事業状況及び成果の把握をし、補助金の決定をいたします。

累積繰越金については引き続き経営努力を求めつつ、補助金の妥当性等について検討いたします。

補助事業と委託事業の内容が重複するとのこと指摘につきましては、事業内容に沿った報告書の様式を整理し、補助金の支出について対象事業の内容を明確にいたします。

また財政援助団体に対する指摘事項については、次のような改善報告を受けておりますので、今後の補助金の交付に関し、連携の強化を図り、助言・指導を行ってまいります。（別紙豊前市社会福祉協議会報告を添付）

## 【豊前市社会福祉協議会】について(報告)

### 1. 補助金の申請及び実績報告事務について

#### 【指摘の要旨】

補助金申請書の提出が、人件費を除く3事業ともに年度当初より事業は実施されているものの年度末の3月29日の申請となっている。補助金の申請事務は、事業実施前に事業計画書及び予算書を添付のうえ、提出すべきものとする。

また、事業報告書の提出が翌年度の9月に提出されているものもあり、事業終了後速やかに提出されるよう改善されたい。

#### 【措置内容】

補助金の申請については、事業計画並びに予算審議の理事会、評議員会において承認され次第、申請を行っていきます。

また、報告につきましても、申請と同様に理事会、評議員会において承認され次第、速やかに提出いたします。

### 2. ボランティア活動事業について

#### 【指摘の要旨】

本事業は、愛のネットワーク事業として実施しているもので小地域福祉活動の推進を目的として旧町村単位で実施されている。また、別途委託事業でいきいきサロン事業が行政区単位で実施されており、その事業内容も類似性が高く、愛のネットワーク事業を通して助成費が支出されているものがある。事業内容と事業費の実態を調査し、実施方法や効率性、事業整理など事業のあり方について検討を要望する。

#### 【措置内容】

市福祉課とも十分に検討の上、事業内容を明確化し、適正な事業実施を行なうよう改善してまいります。

### 3. 心配ごと相談事業について

#### 【指摘の要旨】

心配ごと相談事業として週4回、弁護士相談事業は週1回実施している。相談件数は最近減少傾向にあり、弁護士相談件数は1回当たり5件

相当あるものの民生委員・行政相談員への相談件数は1回当たり1件を割っている現状にある。

複雑化する社会情勢の中、いろいろな問題・課題を抱える人が多いと思われるが相談件数は減少傾向にあり、相談回数、市民への啓発のあり方、必要性について検討を要望する。

#### 【措置内容】

心配ごと相談事業については相談件数の減少傾向にありますが、その設置している目的から、相談の件数が少なくても市民の相談窓口は毎週開催すべきであろうと考えていました。このため、相談回数などを減らすことは考えていませんでしたが、PR等も強化の上このような状況が改善されない場合は、相談回数を減らしていくことなどの改善も検討したいと思います。

特に多くの経費を必要とする弁護士相談は、平成24年度の実績を十分に検証し、平成25年度の相談回数を現在よりも減少するのかは検討する準備はしています。

#### 4. 退職手当積立金等の共済制度加入見直しについて

##### 【指摘の要旨】

将来の退職者の退職支払資金を確保するため、現在全国社会福祉団体退職手当積立基金の退職共済制度に加入しているが、この制度は事業主が将来の退職金の支払いに備えて資金を外部で運用している形態である。加入に当たり掛金は、標準給与額の一定の割合となっており、退職金の支払額の計算は、基金団体より決定され預け金返還金として歳入処理されている。

平成21年度の退職金の支払いに当たっては、実質掛金より退職金が少なく掛金との差額は、雑損処理とされ掛け損となっている。近い将来、退職者が続くと考えられ、その都度雑損処理が必要になると懸念される。

また、運用について運用益が不明であり、運用内容によっては元本割れの可能性もあるので資金運用の実態を把握のうえ、今後預け金として外部運用することの是非について検討すべきである。

##### 【措置内容】

加入期間が最も長い職員で19年弱、最も短い職員で3年弱です。

全加入者7名の内、6名は掛金累計額より退職金支給額が上回っていますが、加入期間が最も短い職員が掛金累計額と支給額にマイナスの差が

あります。この差についても13万円の差であり、加入期間が延びればプラスに転じると思われます。

ご指摘のとおり現在の社会情勢の中で、信託、証券、株式などでの運用は、非常に厳しいものがあります。しかしながら、新たな退職金制度の加入については退職前の職員も多い点と現在までの掛金年数が無くなってしまうことなどを含め、現実的ではなく、また、本会職員が資金運用すると考えた場合、運用に関しての知識が乏しいため実行は難しいと思われませんが、今後の社会情勢や県内の社協の情報も視野に入れながら、改善できる点は改善を進めてまいります。

## 5. 給与の経理事務等について

### 【指摘の要旨】

給与勤務条件等については、基本的に市に準じた取扱いをされているが、給与の改定時期や経理事務について一部不適切と思われるものがあったので是正されたい。

また、豊前市社会福祉協議会例規集の中の職員給与規程の一部で、本文中の別表番号と別表中の番号とに番号ずれが生じていたので、改正されたい。

### 【措置内容】

給与改定については、豊前市の1年遅れでの改定としていますが、この1年遅れの中で適正に改定してまいります。

ご指摘があった給与規程の番号のずれについては、ご指摘後訂正済みであります。